

ネパール次期案件 詳細計画策定調査

国際協力部調査員

磯井美葉

第1 はじめに

ネパールでは、2009年から日本が民法の起草・普及を支援している。同国では、150年以上前、王政のもとで制定された「ムルキ・アイン」（民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法が一体となった大法典）が運用されてきたが、2008年の王政廃止・民主化を機に、これを分割し、近代化する方針が決定された。特に民法起草については、「民事法改革改善タスクフォース」から、明治以降様々な国の法制度を参考にしつつ発展を遂げた日本の助言がほしいと支援要請が出され、JICAが国別研修や専門家派遣を組み合わせて、日本国内にもアドバイザーグループを設置して支援しており、法務省もこれに深く関与してきた。

新しい民法は、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、量刑法とともに2017年に成立し、2018年から施行されたが、不法行為、国際私法など新しく導入された概念もあり、法律家の間でも理解が十分浸透しているとは言えない。加えて、社会の近代化とグローバル化の影響により、家族や財産帰属のあり方の変化も著しく¹、民法の解釈にも揺らぎがある。

日本側は、2017年の新民法成立後も、普及素材の作成や現地セミナー、国別研修の開催などの支援を続けているが、特に裁判官や弁護士等の実務家には、詳細な解説書が待たれており、今般、国家司法学院（NJA、National Judicial Academy）より、民法逐条解説書の作成支援が要請された。

なお、6編からなるネパール民法のうち、第3編家族法については、2024年4月に、JICA法整備支援アドバイザー（当職が5人目として2021年から2024年まで赴任した）の活動の中で暫定版が完成し、NJAのウェブサイトでもオンライン公開されている（ネパール語）。そのため、今回の支援要請は、民法の残りの5編についてのものである²。

これを受けて、JICAにより、新規技術協力プロジェクトの合意のための詳細計画策定調査が実施されたので、その概要を報告する。なお、本報告中、特に第3（出張結果）は、JICA作成「ネパール「民法運用強化プロジェクト」にかかる詳細計画策定調査結果」報告書の多くを参照させて頂いていることを、感謝とともに記しておく。また、本稿中の意見に渡る部分は、すべて当職の私見であり、所属部局等の見解を代表す

¹ ネパールでは、相続とは別に生前に家族の構成員で財産を分割する家族財産制度があるが、都市部の地価の高騰や、海外への移住労働者の増加に伴い、紛争も増加している。また、遺言相続の制度は、当初民法草案にも入っていたが、議会での審議の末、結局導入が見送られた。理由は、遺言制度は財産処分自由度を高める一方、それゆえに、ようやく認められつつある女性の財産権取得にマイナスの影響があるというものである。

² 家族法の逐条解説書作成支援の経緯は、当職がICD NEWS第99号「ネパールの民法支援に関する現地の活動」でも紹介している。

るものではない。

第2 出張者および出張日程

1 出張者（敬称略）

琴浦 容子 J I C A ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム
課長
森永 太郎 J I C A ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム
法制度整備支援アドバイザー
山口 友寛 J I C A ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム
特別嘱託
建元 亮太 当部部長
磯井 美葉（当職）

2 日程

11月11日（月） 移動日
12日（火） J I C A ネパール事務所との打合せ
国家司法学院（N J A）との協議
ネパール弁護士会（N B A）との協議
13日（水） J I C A ネパール事務所との打合せ（青年海外協力隊派遣関
連）
最高裁判所との協議
法律委員会（Nepal Law Commission）との協議
14日（木） N J A との協議（協議ミニッツ文案について）
米国司法省刑事局海外検察官育成・支援・訓練室 Ms. Kim
Sokolich と面談
15日（金） 国連開発計画（U N D P）司法セクター・マネージャーとの
面談
法務・司法・議会省（M o L J P A）との協議
18日（月） 元最高裁長官（Hon. Mr. Kalyan Shrestha）との面談
首相府次官（元司法省次官 Mr. Phanindra Gautam）との面談
大使館報告
（森永、建元、磯井は同日夜カトマンズ出発）
19日（火） 公共メディア支援案件に関する面談
20日（水） N J A 協議ミニッツ（M / M）署名
J I C A ネパール事務所報告
21日（木） 琴浦、山口カトマンズ出発
22日（金） 成田着

第3 出張結果

1 国家司法学院（N J A）との協議

新規案件の内容と枠組みについて、下記の内容を双方確認の上合意し、協議ミニッツにJ I C Aの琴浦課長とN J Aバイディヤナート・ウパディヤ学院長が署名した。

(1) プロジェクトの内容

【プロジェクト名】

「民法運用強化プロジェクト（Project for Enhancing Implementation of the National Civil Code of Nepal）」

【上位目標】

人々の私権を保護するため、ネパールの法・司法専門家によって民法が適切に理解され、運用される。

【プロジェクト目標】

ネパールの民法を適切に理解、運用するための基本的な参考資料が完成する。

【成果】

成果1：民法全体の逐条解説書が執筆され、編纂される。

成果2：民法逐条解説書が現役及び将来の法・司法専門家に配布される。

(2) 実施体制

- ・合同調整委員会（J C C）：両国関係者により年に1回開催する。
- ・アドバイザーボード：技術的な助言、ドラフターの承認、逐条解説書の承認を担う。N J Aが設置する。
- ・プロジェクト・ダイレクター及びプロジェクト・マネージャー：N J Aで任命。暫定的にN J Aの研究・開発部部長がフォーカルポイントとなる。
- ・ドラフターグループ：N J Aが候補者を選定し、アドバイザーボードで任命する。
- ・J I C Aネパール民法アドバイザーグループ：J I C Aが設置する。これまでも助言を頂いていた方々を中心とした日本の民法学者のグループを想定しており、技術的な助言を行う。

(3) タイムフレーム

プロジェクト期間中に民法逐条解説を完成させ、普及活動を行うため、1年目に民法逐条解説の初稿と英訳の完成を目指し、2年目に暫定最終版の完成、3年目に校閲・編集を経て逐条解説を完成させるとともに、セミナー等の普及活動を行う。

(4) 特記事項（主なもの）

- ・案件の迅速な立ち上げに向け、2025年5月にJ C C及びアドバイザー



(N J A 学院長と当部部長)

ボード会合を開催することを合意。プロジェクトのキックオフ及びドラフターの任命を行う。

- ・ J I C A は N J A と協力し、プロジェクト開始までにこれまでの協力成果の普及状況等を確認するコンサルタントによる調査を行う。

2 法務・司法・議会省（M o L J P A）

プロジェクトの概要および実施体制を説明した。従前より家族法の逐条解説作成にも協力を得ており、新規案件の内容にも異論はなかった。

専門家のビザ取得を円滑にするため、協議合意書（M/M、Minutes of Meetings）の後に作成される合意議事録（R/D、Record of Discussion）への署名を依頼したが、同省の署名手続には若干時間を要する見込みである。

なお、本案件以外の協力についての関心分野としては、①不法行為、国際私法分野の能力強化、②A I ・ D X、③気候変動、④国際人権規約への対応等、⑤司法アクセスの強化が挙げられた。また、従前より行われている留学生の受け入れについては、非常に感謝しており、さらに人数を増やしてほしいとのコメントがあった。

3 最高裁判所

Registrar, Joint Registrar 2名ほかに対し、プロジェクトの概要及び実施体制を説明し、理解を得た。民法逐条解説書は、ウェブ掲載だけでなく、紙媒体で普及した方が良く、また、出版記念セミナー等の開催が必要とのコメントがあった。

また、最近、最高裁の裁判官が新しい民法に基づいた本を民間の書籍として出版したとの情報提供があった。新しく導入された国際私法と不法行為については、インドでP h Dを取得した地裁判事が執筆に参与している。



（ネパール最高裁判所の正面玄関前で）

4 法律委員会 (Nepal Law Commission)

法案や改正法案の起草に関与する機関で、M o L J P A や司法機関とも人事の交流があり、国別研修等にも参加している。新規プロジェクトの概要を説明した。

民法家族法の逐条解説書がN J Aのウェブサイトに掲載されていることを知っている参加者もあり、逐条解説書は同委員会のリサーチにも役立つとのコメントがあった。

5 ネパール弁護士会

プロジェクトの概要及び実施体制を説明し、理解を得た。

なお、家族法の逐条解説書がN J Aのウェブサイトにアップロードされていることは会議に参加した6名の弁護士にほとんど認識されていなかった。

組織内の情報共有体制について尋ねたところ、N B Aは19のユニットに分かれており、事務局からの案内は、各ユニットを通じて所属弁護士に案内される。メール、F a c e b o o k、ウェブサイトも活用しているとのことである。

逐条解説の有償販売について意見を聞いたところ、オンライン公開されるなら購入する人はほとんどいないだろうとのことであった。他方、特に地方ではウェブへのアクセスが限定されるため、紙媒体も必要との意見もあった。



(ネパール弁護士会の協議参加者と)

6 国連開発計画 (UNDP)

UNDPの司法セクターのマネージャーをしている Mr. Tek Tamata から活動について聞いた。UNDPでは、Enhancing Access to Justice through Institutional Reform (A2J) Project-II (2021-2026)を、M o L J P A、首相府および4つの州政府を相手に、ノルウェー政府の支援により行っているほか、労働省をメインのカウンターパートとして、日本政府、スイス政府の支援のもと、Business and Human Rights Initiativeを立ち上げ、ビジネスと人権指導原則に沿ったネパールの取り組みを支援しているとのこと

であった。

第4 所感

要請元であるN J Aは、すでに家族法部分の逐条解説書作成について日本と協力した経験もあり、新規案件の進め方についても両国関係者にかなり具体的なイメージがあるため、新規プロジェクトの合意に向けた協議はスムーズであった。

ただ、家族法の逐条解説書の存在が、法曹関係者にほとんど周知されていないことが判明した。そもそも、暫定版の完成・公開が、法整備支援アドバイザーの離任後の2024年4月に入ってからであったことや、暫定版としてオンラインのみの公開であって紙での印刷がなく、出版記念イベントなども行っていないなど、これまでの慣例とは異なる要素が多かったことの影響も大きいと思われる。しかし、2回目（11月14日）のN J A訪問時に、最高裁と弁護士会にウェブサイトの掲載リンクを送るよう依頼しても反応が薄く、自分たちの業務としての意識、イメージがつかめていないように感じられた点は気になった。

また、援助機関の支援による成果品は、一般に、援助機関の費用支援で印刷され、関係者に無償配布されるのが通例であるが、民法のような幅広い分野に関連のある法令の解説書は、無償配布の対象にならない民間企業や一般市民も、有償で入手できる扉が開いていることが重要だと考える。この点、N J AのウェブサイトではPDFデータが無償で公開されることが想定されているが、ネパール弁護士会との協議でもコメントが出ているように、地方ではアクセスが不十分なところもあり、また、紙媒体を望む層も一定程度いると思われるので、印刷実費程度の非営利価格で有償販売し、かつ売り上げをN J Aなどの活動資金に充てることを検討する必要があると考えている。

今後の逐条解説書作成の対象は、財産法、債権法、国際私法などであり、不法行為や国際私法をはじめとする新しい概念や、契約総論の適用場面、不動産売買契約の位置づけ等、理論的な整理が必要と思われるテーマも多い。日本側の問題意識をネパール側に伝える一方、日本側もネパール側の論理の理解に努めつつ、多くの人にわかりやすい解説書ができることを願っている。